○経済産業省告示第百三十九号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、次に掲げる告示を廃止する。

平成三十年七月六日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　中小企業承継事業再生の実施に関する指針（平成二十六年経済産業省告示第十九号）

二　産業競争力強化法第六十一条第一項の規定に基づき設備導入促進法人を指定した件（平成二十六年経済産業省告示第五十九号）

三　産業競争力強化法第六十二条第二項の規定に基づく設備導入促進法人の事務所の所在地の変更の届出があった件（平成二十七年経済産業省告示第三十号）

附　則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

○経済産業省告示第百四十号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）の施行に伴い、租税特別措置法施行令第三十二条の四第一項の規定に基づき財務目標及び財務目標達成日を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年七月六日

経済産業大臣　世耕　弘成

租税特別措置法施行令第三十二条の四第一項の規定に基づき財務目標及び財務目標達成日を定める件の一部を改正する告示

租税特別措置法施行令第三十二条の四第一項の規定に基づき財務目標及び財務目標達成日を定める件（平成二十六年経済産業省告示）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）附則第二十条の規定によりなおその効力を有するものとされる租税特別措置法施行令第三十二条の四第一項の規定に基づき財務目標及び財務目標達成日を定める件 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）附則第二十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十二条の四第一項に規定する財務目標は、事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示（平成三十年財務省・経済産業省告示第三号）による改正前の事業再編の実施に関する指針（平成二十六年財務省・経済産業省告示第一号）三ロ(2)に掲げる目標とし、同項に規定する財務目標達成日は、同告示三ロ(2)に規定する三事業年度のうち最後の事業年度終了の日とする。 備考　表中の「　」の記載は注記である。	租税特別措置法施行令第三十二条の四第一項の規定に基づき財務目標及び財務目標達成日を定める件 租税特別措置法施行令第三十二条の四第一項の規定に基づき財務目標及び財務目標達成日を定める件

附　則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

○経済産業省告示第百四十一号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、石油卸売業・燃料小売業に係る経営力向上に関する指針の一部を次のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成三十年七月六日

経済産業大臣　世耕　弘成

石油卸売業・燃料小売業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示

石油卸売業・燃料小売業に係る経営力向上に関する指針（平成二十九年経済産業省告示第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第2　経営力向上の実施方法に関する事項 1　［略］ 2　要件 支援に当たっての判断基準は、中小企業等の経営強化に関する基本方針（平成17年総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号。以下「基本方針」という。）第4と同様に、「労働生産性」を基本とする。	第2　経営力向上の実施方法に関する事項 1　［略］ 2　経営指標 支援に当たっての判断基準は、中小企業等の経営強化に関する基本方針（平成17年総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号。以下「基本方針」という。）第4と同様に、「労働生産性」を基本とする。